

シンポジウムの趣旨説明

宇田川妙子・岸上伸啓(民博)

シンポジウム「多元的社会における先住民運動：カナダのイヌイットと日本のアイヌ」の目的とシンポジウムの背景を簡単にご説明いたします。

国立民族学博物館では、機関研究の研究領域「社会と文化の多元性」のひとつとして研究プロジェクト「運動の現場における知の再編」を実施してきました。このプロジェクトの目的は、社会的な運動が知識の体系や社会を変えていく過程を解明しようというものです。このシンポジウムでは、社会運動のひとつとして先住民運動に焦点をあわせ、カナダ・イヌイットとアイヌの先住民運動がどのように行われ、先住民グループと主流社会との関係がどのように変化してきたのか、また、先住民側と国家側の相互交渉の過程で、それぞれの持つ知がどのように再編成されてきたかを検討します。

今回のシンポジウムでは、すでに館長から紹介があったようにフォーラム型もしくは対話型の形式を採用し、カナダ・イヌイットとアイヌの文化的活動家や政治的リーダー、カナダ政府の役人、研究者を、報告者やコメンテーターとして招へいし、先住民運動の現状について報告してもらい、複数の立場から検討を加えます。

先住民族と先住民族の権利、先住民運動について簡単な説明をした後、シンポジウムの全体像を紹介します。

先住民族、またかれらの諸権利とは何かについては、簡単なようにみえて実は、一般的な定義をするのは難しいといえます。現在でも、先住民族について複数の定義が存在しています。例えば、国際労働機構 169 号条約では、先住民族とは(1)国民社会から社会的もしくは文化的、経済的に区別され、慣習法や伝統によって地位が規定されている民族集団(1 条 1 項 a 号)、(2)植民地時代にその国の領土内に居住していた人々の子孫であるために原住民者とみなされ、現代でも社会的および経済的、文化的、政治的制度を保持する民族(同 b 号)と定義されています。世界銀行ではことなる定義を下しています。すなわち、先住民族とは、社会の多数派(dominant society)のために開発の過程において不利益をこうむりやすくさせられている、社会の多数派とは異なる社会的および文化的アイデンティティを有する社会集団のことです。また、新大陸やオーストラリア、ニュージーランドなどを例外とすれば、歴史的に地理的移動や民族間の交流や混交が盛んであった東南アジア地域やアフリカでは、だれが先住民族であるかを確定できない場合が多いといえます。

世界中には、日本のアイヌ、カナダのイヌイット、オーストラリアのアボリジナル、ニュージーランドのマオリら先住民族が 85 以上の国に、およそ 2 億 6 千万人が存在しているといわれています。カナダ極北地域のイヌイットや北海道のアイヌの場合は、だれが先住民族であるか歴史的にはっきりしています。先住民族という概念は、ある意味で植民地化や国家との関係で生み出されたものです。したがって、イヌイットもアイヌも歴史的にある時期に先住民や先住民族になったのだということを強調しておきたいと思います。

ひとたび特定の地域の先住民族がだれであるかを確定できたとしても、歴史的に変化を遂げてきた民族の固有の権利とは何かを詳細に決めることは、至難の業です。先住権(aboriginal rights)とは、先住民族がもつ土地の所有権や占有権、狩猟・漁労権など諸権利のことです。カナダの憲法学者 D・サンダースによれば、先住権は(1)自治政府の確立、(2)独自の法習慣の尊重、(3)土地所有の権利、(4)狩猟・漁業権からなるといっています[Sanders 1983]。しかし、カナダやオーストラリアの事例をみてもわかるように、これらの 4 つの権利を認めた国家は皆無に等しいといえます。だれが先住民族であるか、そしてかれらの権利を成立させている根拠や先住権の内容は、そのグループが所属している国家の裁量によって決めるしかないといえましょう[スチュアート 1998]。したがって、国家ごとに先住民族と交渉をするしかないのですが、これは先住民族も先住権も歴史的な条件のもとで成立し、構築されるものであることを意味しています。

世界的な傾向として、先住民族の諸権利が注目を浴びるようになったのは、先住民運動が活発になった1970年代からだといえます。しかしながら、日本のアイヌとカナダのイヌイトでは大きな違いが見られます。

日本のアイヌは、明治政府によって同化を余儀なくされ、1997年にアイヌ新法が成立するまで、彼らの先住民族としての権利は認められることはほとんどなかったといえます。さらに日本政府が認めた権利は、基本的には文化権だけでした。

一方、カナダでは1970年代以降イヌイトと連邦政府やそのほかの関係州政府と先住民の諸権利について政治的な話し合いを持ってきました。この政治交渉のことをランド・クレームと呼びます。この交渉は、地域を単位として実施されました。その結果、1975年にケベック州極北地域のイヌイトがクリーとともに「ジェームズ湾および北ケベック協定」を、1984年には西部極北地域に住むイヌヴィアルイトが「イヌヴィアルイト協定」を、1993年には中部および東部極北地域のイヌイトが「ヌナヴット協定」を、1999年にはラブラドルのイヌイトがセトラーとともに「ラブラドル協定」を締結しています。これらの協定によって、イヌイトは先住民族としてのいくつかの権利や補償金を獲得しています。また、1982年のカナダの新憲法では、カナダの先住民とは、インディアン、メーティス、イヌイトであると明確に定義されています。近年、ケベック州極北地域のように自治に向けての話し合いがもたれ、制限付ではありますが自治権が実現しつつあります。

カナダのイヌイトの場合にも、日本のアイヌの場合にも現在では、多数のひとが故地を離れ、札幌や東京、モンリオールやオタワのような都市で生活しています。したがって、イヌイトやアイヌの生活の現状を知るためには、故地のみならず、都市にも目をむける必要があります。

今回のシンポジウムでは、行政側の立場の人から両国の先住民政策とその現状を、アイヌやイヌイトの政治的なリーダー、文化的な運動家の方から、活動の現状について報告してもらい、検討したいと思います。

第1日目には、カナダのイヌイトの先住民運動の流れをカナダ政府北方省のサヴォア氏に説明いただいた後に、ケベック州の極北地域とモンリオールを事例として現代のイヌイトの政治経済活動や文化活動について報告してもらいます。北ケベックのイヌイトの政治経済的な利害を代表するマキヴィック・コーポレーションのパーセ氏には、マキヴィック・コーポレーションの政治・経済的活動について、モンリオール・イヌイト協会のメッシャー氏にはモンリオール在住のイヌイトの文化活動について報告してもらいます。

第2日目には、アイヌ文化振興・研究推進機構の機構長である谷本氏に、アイヌ民族に対する日本政府の文化政策やその実施の現状や将来について報告してもらいます。その後、北海道の白老にあるアイヌ民族博物館に勤める野本氏にアイヌ文化の振興活動の現状と問題点について報告してもらいます。さらに、関東地方に在住している長谷川氏に東京在住のアイヌの文化活動や問題点について報告してもらいます。

第3日目の午前中には、2日間報告された内容をもとに総合討論を行い、両者の類似性や相違について比較したいと思います。そして3日目の午後には、カナダ・イヌイトのこの50年の歴史と現状を、イヌイト・アートに焦点を合わせながらカリフォルニア大学バークレー校のグレバーン氏に、アイヌの先住民運動の歴史と現状について国立民族学博物館の大塚氏にご講演をしていただく予定です。

このシンポジウムを通して、多元的な社会における先住民族の運動と現状について知識と認識が深まり、かつ複数の視点からの比較検討を通して新たな知見をえることができれば、このシンポジウムを立案・実施したものとして望外の喜びです。また、お忙しいなか参加された皆様にお礼を申し上げます。

最後に、このシンポジウムは、国立民族学博物館の機関研究「社会と文化の多元性」領域および日本学術振興会の人文社会科学振興プロジェクト研究「多元的共生社会に向けた知の再編」の研究成果の1部として開催されますことを申し添えます。

ご静聴ありがとうございました。

(参考資料)
同時通訳用語集

「多元的社会における先住民運動：カナダのイヌイトと日本のアイヌ」:Indigenous Movements in Plural Societies: The Canadian Inuit and the Ainu of Japan
機関研究: Core Research
「社会と文化の多元性」: Socio-Cultural Plurality
「運動の現場における知の再編成」: Reconstructing Knowledge in the Field of Social Movements
先住民族 an indigenous people or an aboriginal people
先住民 indigenous people
国際労働機構 ILO (international Labor Organization)
世界銀行 The World Bank
イヌイト the Inuit
アボリジナル Aboriginal
マオリ the Maori
先住権ないし先住民権 indigenous rights or aboriginal rights
同化 assimilation
アイヌ新法 the Ainu New Law (正式には the Law Concerning Promotion of Ainu Culture and Dissemination and Enlightenment of Knowledge about Ainu Traditions)
ランド・クレーム Land Claims
ケベック州極北地域 Arctic Quebec
「ジェームズ湾および北ケベック協定」: The James Bay and Northern Quebec Agreement
西部極北地域 western Arctic of Canada
イヌヴィアルイット Inuvialuit
イヌヴィアルイット協定 The Inuvialuit Agreement or the Western Arctic Agreement
中部および東部極北地域 central and eastern Arctic of Canada
ヌナヴット協定 the Nunavut Agreement
ラブラドル Labrador
セトラー settlers
ラブラドル協定 the Labrador Agreement
メーティス the Metis
マキヴィク・コーポレーション the Makivik Corporation
モントリオール・イヌイト協会 the Association of Montreal Inuit
アイヌ文化振興・研究推進機構 the Foundation for Research and Promotion of Ainu Culture
白老 Shiraoi
アイヌ民族博物館 the Ainu Museum
カリフォルニア大学バークレー校 University of California at Berkeley
グレバーン Graburn
知の再編: reconstruction of knowledge
日本学術振興会の人文社会科学振興プロジェクト研究「多元的共生社会に向けた知の再編」New Research Initiatives in Humanities and Social Sciences of Japan Society for the Promotion of Science “Reconstruction of Knowledge towards New Convivial Societies”.

(参考)先住民族の定義

ILO

a) tribal peoples in independent countries whose social, cultural and economic conditions distinguish them from other sections of the national community, and whose status is regulated wholly or partially by their own customs or traditions or by special laws or regulations;

b) peoples in independent countries who are regarded as indigenous on account of their descent from the populations which inhabited the country, or a geographical region to which the country belongs, at the time of conquest or colonization or the establishment of present state boundaries and who, irrespective of their legal status, retain some or all of their own social, economic, cultural and political institutions.

The World Bank

The terms “indigenous peoples”, “indigenous ethnic groups”, “tribal groups”, and “scheduled tribes” describe social groups with a social and cultural identity distinct from the dominant society that makes them vulnerable to being disadvantaged in the development process. For the purposes of this directive, “indigenous peoples” is the term that will be used to refer to these groups.